

## 【感染症にかかった場合の登園基準一覧表】

※医療機関で発行される「登校・登園許可等証明書」が必要な病気

病名	潜伏期間	主な症状	登園基準
百日咳	7～10日	発作性咳の長期反復・持続	特有の咳が消失していること、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了していること
はしか（麻疹）	8～12日	咳・鼻水・結膜充血・発熱・口の中にコプリック斑・発疹	解熱した後3日を経過していること
おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	16～18日	発熱・耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫脹及び圧痛	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
三日はしか（風疹）	16～18日	種々の発疹・軽熱・リンパ腺種大	発疹が消失していること
水ぼうそう（水痘）	14～16日	被覆部に発疹・斑点丘疹状→水疱→顆粒状痂皮	すべての発疹が痂皮（かさぶた）になっていること
プール熱（咽頭結膜炎）	2～14日	発熱・全身症状・扁桃腺炎と結膜炎の合併症	おもな症状（発熱、咽頭発赤、目の充血）が消失してから2日を経過していること
溶連菌感染症	2～5日	発熱・咽頭痛・扁桃腺炎・莓舌・頸部リンパ節炎・全身に発疹	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
流行性角結膜炎	2～14日	結膜炎の炎症・眼瞼浮腫・目やに	結膜炎の症状が消失してから、医師により感染の恐れがなくなったと認められた場合
急性出血性結膜炎	1～3日	結膜充血・強い目の痛み・結膜下出血	医師により感染の恐れがなくなったと認められること

※プール遊びの期間のみ、「登校・登園許可等証明書」が必要な病気  
（登園は可能ですが、プール遊びはできません）

とびひ（伝染性膿痂疹）	2～10日	主として水疱やびらん、痂皮（かさぶた）	他人への感染のおそれがないと医師が認めたとき プール遊びの期間中は、登校・登園等証明書が必要
-------------	-------	---------------------	---

※保護者の方が記入する「登園届」が必要な病気

病名	潜伏期間	主な症状	登園基準
新型コロナウイルス感染症	2～3日	熱・咽頭痛・咳・鼻水 倦怠感等	発症した後5日を経過し、咳・鼻水 等が改善している 食欲、元気がある
インフルエンザ	1～4日	発熱・全身倦怠・筋肉痛・鼻 汁・咽頭痛・咳	発熱後5日、かつ解熱後3日を経過 し元気が良いとき
手足口病	3～6日	感冒様症状、手足口に赤斑→ 水疱	発熱がなく（解熱後1日以上経過） 普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	3～6日	高熱・咽頭痛・咽頭に水疱	発熱がなく（解熱後1日以上経過） 普段の食事ができること
ヘルペス性歯肉口内 炎（単純ヘルペス感 染症）	2日～2週 間	口内炎・歯肉のはれ	発熱がなく、よだれが止まり、普段 の食事ができること
感染性胃腸炎（ロタ・ ノロウイルスなど）	1～3日	発熱・腹痛・下痢・嘔吐	24時間、嘔吐・下痢症状がなく、普 段通りの食事がとれること
マイコプラズマ肺炎 （うつる肺炎）	2～3週間	咳・発熱・呼吸困難（重症の 場合）	発熱や激しい咳が治まっていること
RSウイルス感染症	4～6日	発熱・鼻水・咳	呼吸器症状が消失し、全身状態がよ いこと
带状疱疹	特定できな い	水疱・神経痛・かゆみ	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化 していること
りんご病 （伝染性紅斑）	4～14日日	両側頬部の赤斑性発疹・四肢 の網目状発疹	発疹出現のころにはすでに、感染力 はないので、元気がよければ登園可 能
突発性発疹	約10日	高熱が3～4日続き、解熱後か ら全身に発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が よいこと

●「登校・登園許可等証明書」が必要な感染症にかかった時には、医師の診断をうけ、証明書をもって登園してください。市内の病院を受診された場合は、証明書発行に料金はかかりません。市外の病院受診の際は、費用がかかります。

●「登園届」は保育園で用意しています。感染後自宅療養期間が終了し登園した際に保護者の方が記入をしてください。登園時に職員がお渡ししますので、その場で記入をお願いいたします。保育園のホームページ上からもダウンロードができますので印刷、記入をして登園時に提出をお願いいたします。